

参考  
(個人)

病院 (診療所) 助産所) 許可 (届出) 事項変更届

令和元年5月7日

届出日。  
変更後10日以内に届  
け出てください。

神奈川県平塚保健福祉事務所長 殿

住 所 神奈川県平塚市豊原町6-21

開設者

氏 名 平塚 健太郎

次のとおり許可 (届出) 事項に変更を生じたので、届け出ます。

1 名 称 平塚保健所診療所

2 所 在 地 神奈川県平塚市豊原町6-21

3 変更を生じた事項

③ 開設届のどの事項にあたるのか御記入ください。  
開設届の全ての事項について、変更があった場合には10日以内に届出が必要です。  
なお、開設者や診療所住所が変わる場合には、原則として廃止・新規開設の手続きが必要になります。

診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

4 変更前の概要

平塚健太郎 (医師) 内科 月・火・水・金曜日 9:00~12:00、15:00~18:00

土曜日 9:00~12:00

平塚健三郎 (歯科医師) 歯科 月・火・水・金曜日 9:00~12:00、15:00~18:00

土曜日 9:00~12:00

5 変更後の概要

④⑤ 変更前・変更後の内容を御記入ください。  
余白に記入できない場合には別紙を添付し、「別紙1」「別紙2」と御記入ください。

平塚健太郎 (医師) 内科 月・火・水・金曜日 9:00~12:00、15:00~18:00

土曜日 9:00~12:00

大磯健太郎 (歯科医師) 歯科 月・水・金曜日 9:00~12:00、15:00~18:00

6 変更の理由 歯科医師の退職及び入職のため。

7 変更年月日 令和元年5月1日

添付書類

「3 変更を生じた事項」に応じた添付書類が必要になります。  
新たな医師・歯科医師を採用した場合には、履歴書、免許証・臨床  
研修終了登録証(医師：平成16年度以降、歯科医師：平成18年度以  
降に取得した者に限る)の原本及び写しが必要です。

【手数料】なし

【その他】

平塚保健福祉事務所1階 1番窓口（企画調整課）に御提出ください。

届出は【**必ず2部**】御持参ください。

当所に御利用いただけるコピー機はありません。また、写しを交付することは  
できませんので御注意ください。